

イームズロボティクス製ドローンご購入者の皆様

ドローン補償サービス（産業用無人ヘリコプター総合保険）について

（動産総合保険・施設賠償責任保険）

---

2018年6月

*To Be a Good Company*



TOKIO MARINE  
NICHIDO

東京海上日動

# 目次

1. 産業用無人ヘリコプターを取り巻くリスク
2. 産業用無人ヘリコプター総合保険の構成
3. 産業用無人ヘリコプター総合保険の内容
4. お支払いする保険金
5. 補償の対象とならない主な損害

# 1. 産業用無人ヘリコプターを取り巻くリスク

無人ヘリコプターの使用には、以下のようなリスクが想定されます。

## 機体の損壊

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、着陸に失敗し、機体が大破した！

## 機体の捜索・回収

空撮中に機体の行方がわからなくなり、機体の捜索のための交通費と宿泊費が追加で必要となった！

## 対人賠償

無人ヘリコプターの着陸時に目測を誤り、機体が歩行者に接触し、けがを負わせてしまった！

## 落雷

操縦中の無人ヘリコプターが、落雷を受けて破損してしまった！

## 盗難

倉庫に保管していた無人ヘリコプターが、何者かに盗まれてしまった！

## 対物賠償

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、機体が他人の家屋に衝突し、屋根を損壊してしまった！

## 2. 産業用無人ヘリコプター総合保険の構成

産業用無人ヘリコプター総合保険は、動産総合保険および施設賠償責任保険のセット商品です。

リスクの種類	対応する保険契約	補償の対象となる主な事故
機体にかかわるリスク	動産総合保険	保険期間中に無人ヘリコプターに生じた、不測かつ突発的な事故 (例) •墜落や他物との接触 •火災、落雷、爆発 •ひょう災、雪災、水濡れ(水災を除きます。) •外部からの物体の飛来または衝突 •盗難、いたずら 等
第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク	施設賠償責任保険	無人ヘリコプターの所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること

### 3. 産業用無人ヘリコプター総合保険の内容

	動産総合保険	施設賠償責任保険
保険の対象となる 無人ヘリコプター	貴社が所有する総重量（*）150kg未満かつ保険金額10万円以上の無人ヘリコプター （レジャー用および曲技用の無人ヘリコプターは、対象となりません。）  （*）燃料、薬剤、機器等をすべて搭載した状態での重さをいいます。 （注）燃料、薬剤は保険の対象には含まれません。	
被保険者	貴社（機体の所有者様）	貴社（機体の所有者様（記名被保険者）） および貴社の使用人、貴社の役員（貴社が法人の場合）等
お支払いする 主な保険金	① 損害保険金 ② 残存物取片づけ費用保険金 ③ 捜索費用保険金 ④ 権利保全費用 ⑤ 損害拡大防止費用	① 法律上の損害賠償金 ② 争訟費用 ③ 損害防止軽減費用 ④ 緊急措置費用 ⑤ 協力費用
補償の対象となる期間 （保険期間）	1年間	
保険金額または 支払限度額	無人ヘリコプターの時価額を保険金額として設定します。	対人・対物賠償共通：1事故につき5億円

# 4. お支払いする保険金

## 機体に関する保険金（動産総合保険）～その①～

### ①損害保険金

- 不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とする無人ヘリコプターに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。
  - 損害保険金は、損害の額（全損の場合は時価額または保険金額のいずれか低い額を、全損に至らない場合は、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費の額（修理に伴い価値が増加した場合はその分を差し引きます。））から免責金額（\*）を差し引いた残額をお支払いします。  
保険金額が、時価額に満たない場合は、次の算式による額を損害保険金としてお支払いします。  
**損害保険金＝（損害の額－免責金額）×保険金額÷時価額**
  - （\*）保険の対象が全損となった場合は、免責金額は適用しません。
  - 保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（ただし、保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。）に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。
- ※操縦中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、無人ヘリコプターを回収するために必要または有益な回収費用については、損害の額に回収費用を含めて損害保険金としてお支払いします。

# 4. お支払いする保険金

## 機体に関する保険金（動産総合保険）～その②～

### ②残存物取片づけ費用保険金

○損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。

### ③搜索費用保険金

○操縦中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、無人ヘリコプターを搜索するために支出した必要または有益な搜索費用（交通費、宿泊費、搜索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。）を、保険金額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。

## 4. お支払いする保険金

### 機体に関する保険金（動産総合保険）～その③～

#### ④権利保全費用

○東京海上日動（以下「弊社」といいます。）が補償をご提供するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

#### ⑤損害拡大防止費用

○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。  
○保険金額または時価額のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。



# 4. お支払いする保険金

## 損害賠償責任に関する保険金（施設賠償責任保険）

### ①法律上の損害賠償金

○法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。（注）賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、弊社の同意が必要となります。

### ②争訟費用

○損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）をお支払いします。

### ③損害防止軽減費用

○事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用をお支払いします。

### ④緊急措置費用

○事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用をお支払いします。

### ⑤協力費用

○弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。

## 5. 補償の対象とならない主な損害（動産総合保険）

- 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ブレード（プロペラ）に単独で生じた損害
- 操縦中の保険の対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できないことによる損害（ただし、搜索費用保険金は除きます。）
- 日本国外にある保険の対象について生じた損害
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業における作業上の過失・技術の拙劣によって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象のかしによって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害
- 保険の対象に加工を施した場合は、加工着手後に生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災によって生じた損害

等

## 5. 補償の対象とならない主な損害（施設賠償責任保険）

- 保険契約者または被保険者の故意
  - 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
  - 地震、噴火、洪水、津波または高潮
  - 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
  - 次の賠償責任
    - a. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
    - b. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（a.に規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
  - 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任
  - 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
  - 汚染物質の排出・流失・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- 等

（注）示談交渉サービスは行いません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますのでご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談交渉をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払できないことがありますので、ご注意ください。

*To Be a Good Company*



東京海上日動

お問合せ先

【 取扱い代理店 】

- ・ 株式会社サンスマイル(幹事)  
TEL:024-573-7338
- ・ イームズロボティクス株式会社(非幹事)  
TEL:024-573-7880